

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第2号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成21年1月6日 10時10分ごろ	
発生場所	青森県野辺地町野辺地漁港北防波堤灯台から真方位354° 3.1海里付近（概位 北緯40° 55.6′ 東経141° 07.3′）	
事故等調査の経過	平成21年1月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第7進勝丸、3.2トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 AM3-30124（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員、操縦免許なし</p>	
死傷者等	負傷 1人（甲板員）	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、研究員3人を乗せ、野辺地漁港北方に設置された海上研究施設において、係留場所を移動するために係留索の開放作業中、平成21年1月6日10時10分ごろ、甲板員が幹綱と係留索に右手拇指を挟まれて切断した。</p> <p>本船は、直ちに作業を中止して帰港し、甲板員は救急車で病院に搬送された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西～北西、風力 2</p> <p>海象：うねりの波高 約1.5m、時折約2m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、野辺地漁港北方に設置された海上研究施設において、甲板員が係留場所の移動に備え、幹綱に2回巻いた係留索の端を左手で持っていたところ、前方から押し寄せたうねりにより船体が後方に流され、係留索が急激に張ったので、幹綱に巻いていたところを右手で押さえたため、幹綱と係留索に右手拇指を挟まれ、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、係留索が急激に張った際、幹綱から外れてしまうと思い、係留索が幹綱に巻かれていたところを反射的に押さえたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が野辺地漁港北方に設置された海上研究施設において、係留場所を移動しようとしていたところ、前方から押し寄せたうねりにより船体が後方に流されて係留索が急激に張った際、甲板員が幹綱に巻いていた係留索を右手で押さえたため、幹綱と係留索に右手拇指を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	

